

発議第 3 号

令和3年9月以降に北海道で発生した赤潮による被害対策等を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和3年12月14日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

八雲町議会議員 牧 野 仁

八雲町議会議長 千 葉 隆 様

令和3年9月以降に北海道で発生した赤潮による被害対策等を求める意見書

本年9月中旬以降、北海道太平洋沿岸で大規模な赤潮が発生し、サケやマス、ウニ、昆布など、水産資源に大きな被害が発生している。

年末に向けて水産物の需要増が期待される中、地域の漁業者には強い危機感が広がっている。また、サケマス養殖、稚ウニも壊滅的な被害を受け、沿岸の水産資源のさらなる悪化につながりかねず、本年以降の漁業への影響が危惧される。

一方、北海道産の水産物の出荷の低迷が全国の水産物の調達に影響を及ぼすことも懸念され、仕入れ値の上昇などが飲食店の売上や家計への圧迫として波及することが危惧される。

漁業者の高齢化が進み、漁業者の減少が続く中、今後、我が国の水産業を支え、国民の食を守る観点から、国に対し、下記について強く要請する。

記

- 1 今回の北海道太平洋沿岸における赤潮被害について全容把握を行うとともに、被害漁業者や自治体に対して、赤潮対策に関する情報を適時的確、かつ積極的に提供すること。
- 2 養殖業や稚ウニ等の水産種苗に被害が出ており、関係漁業者への経営支援について、水産資源が回復するまでの間、十分な予算を確保し、長期的な支援策を講ずること。
- 3 被害地域においては各漁協で独自に調査を進めているところもあるが、今後その調査費用の負担が増加し、漁業本来の活動への影響が懸念されることから、必要な経費について、国として支援を検討すること。
- 4 被害調査や原因究明に関し、水産庁が積極的に取り組み、早期に対策を講ずること。
また、赤潮対策全般に関して、引き続き関係省庁や関係機関と連携しつつ、海外の研究機関等と情報交換を図り、研究と技術開発を講じ、被害の最小化に取り組むこと。
- 5 今後、漁業者所得補償制度や積立ふらすの強化・充実を図るとともに制度上対象外となる漁業者については漁業経営継続に対する補償について検討する等、漁業経営の安定に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、提出する。

令和3年12月14日

北海道二海郡八雲町議会議員 千葉 隆

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣